⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。ただし、それぞれの技術者が担当する当該工種において、現場施工に着手するまでの期間については、必ずしも当該技術者の専任は要しない。

①　トンネル排煙設備、避難通路換気設備及び強制排水設備の施工を担当する特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体にあっては全ての構成員）にあっては、機械器具設置工事業に関し、次の１）、２）、３）又は４）のいずれかを満たす者であること。

１）技術士（機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門とするものに限る。）の資格を有する者

２）機械器具設置工事業に係る建設工事に関し、建築学、機械工学又は電気工学に関する学科卒業後、高等学校（旧実業学校を含む。）においては５年以上、高等専門学校（旧専門学校を含む。）及び大学（旧大学を含む。）においては３年以上の実務経験を有する者

３）機械器具設置工事業に係る建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者

４）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　ラジオ再放送設備、ＣＣＴＶ設備及び遠方監視制御設備の施工を担当する特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体にあっては全ての構成員）にあっては、電気通信工事業に関し、次の１）、２）、３）又は４）のいずれかを満たす者であること。

１）技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門とするものに限る。）の資格を有する者

２）電気通信工事業に係る建設工事に関し、電気工学又は電気通信工学に関する学科卒業後、高等学校（旧実業学校を含む。）においては５年以上、高等専門学校（旧専門学校を含む。）及び大学（旧大学を含む。）においては３年以上の実務経験を有する者

３）電気通信工事業に係る建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者

４）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

③　トンネル照明設備の施工を担当する特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体にあっては全ての構成員）にあっては、電気工事業に関し、次の１）、２）又は３）のいずれかを満たす者であること。

１）１級電気工事施工管理技士

２）技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門とするものに限る。）の資格を有する者

３）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

④　トンネル非常用設備の施工を担当する特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体にあっては全ての構成員）にあっては、消防施設工事業に関し、次の１）、２）、３）又は４）のいずれかを満たす者であること。

１）甲種消防設備士（第１類、第２類及び第４類の全て）

２）消防施設工事業に係る建設工事に関し、建築学、機械工学又は電気工学に関する学科卒業後、高等学校（旧実業学校を含む。）においては５年以上、高等専門学校（旧専門学校を含む。）及び大学（旧大学を含む。）においては３年以上の実務経験を有する者

３）消防施設工事業に係る建設工事に関し、10年以上の実務経験を有する者

４）これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

⑤　平成８年度以降に元請けとして、次の１）、２）、３）及び４）の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１名が１）、２）、３）及び４）の同種工事の施工経験を有していればよい。

１）トンネル排煙設備、避難通路換気設備及び強制排水設備の施工を担当する特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、道路トンネルにおけるトンネル排煙設備工事又は強制排水設備工事。但し、仮設用設備を除く。

２）ラジオ再放送設備、ＣＣＴＶ設備及び遠方監視制御設備の施工を担当する特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、道路トンネルにおけるラジオ再放送設備工事であって、緊急時に一般放送を中断し、道路管理者から情報提供が可能な設備工事。

３）トンネル照明設備の施工を担当する特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、道路トンネルにおけるトンネル照明設備工事。ただし、仮設用設備を除く。

４）トンネル非常用設備の施工を担当する特定建設工事共同企業体の構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、道路トンネルにおける消火設備工事。ただし、仮設用設備を除く。

⑥　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

⑦　配置予定の技術者に対するヒアリングの結果、当該工事を担当することが適当であると認められた者であること。詳細は入札説明書による。

なお、⑤において当該施工経験が国土交通省又は内閣府が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　本工事に係る施工計画の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊特記仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。技術提案による施工計画が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合は、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には、標準案による施工計画を提出すること。

なお、特定建設工事共同企業体において、技術提案及び標準案の施工計画の提出は１提案とする。

以上のとおり、提出された施工計画（標準案又は技術提案）が適正であること。

⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

入札参加者は、価格及び本工事においての施工体制及び技術提案（性能・機能としてのトンネル設備工事の工期短縮、トンネル設備のアフターサービス体制及び特別な安全対策としてのトンネル設備工事の安全対策）をもって入札を行い、下記３⑴の要件に該当する者のうち、下記３⑵によって得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者（複数存在する場合は、下記３⑶による。）を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。